

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第3条第1項（第4条第3項の規定の適用がない場合に限る。）
処 分 の 概 要：風俗営業の許可
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第4条第1項、第2項及び第4項（許可の基準）、第5条第1項（許可申請の手続） 風俗営業等適正化法施行令第6条（風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条（風俗営業の許可申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（許可申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第6条の2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第7条（構造及び設備の技術上の基準）、第8条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第9条（風俗営業の許可申請の手続）
審 査 基 準： ① 風俗営業等適正化法第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。 ② 風俗営業等適正化法第4条第2項第3号 この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和6年6月27日警察庁生活安全局）第12を参照すること。

別紙

風俗営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

55日とする。また、経由機関における期間についても、55日とする。

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合（風俗営業等適正化法第4条第4項に規定する営業に係る申請にあつては、当該申請が到着した時点において当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能であり、かつ、当該営業所に設置しようとする遊技機が同法第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合）に限る。

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第3条第1項（第4条第3項の規定の適用がある場合に限る。）
処 分 の 概 要：風俗営業の許可
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第4条（許可の基準）、第5条第1項（許可申請の手続） 風俗営業等適正化法施行令第7条（法第4条第3項の政令で定める事由） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条（風俗営業の許可申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（許可申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第6条の2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第7条（構造及び設備の技術上の基準）、第8条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第9条（風俗営業の許可申請の手続）
審 査 基 準： ① 風俗営業等適正化法第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。 ② 風俗営業等適正化法第4条第2項第3号 この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和6年6月27日警察庁生活安全局）第12を参照すること。

別紙

風俗営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

60日とする。また、経由機関における期間についても、60日とする。

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合（風俗営業等適正化法第4条第4項に規定する営業に係る申請にあつては、当該申請が到着した時点において当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能であり、かつ、当該営業所に設置しようとする遊技機が同法第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合）に限る。

審 査 基 準

令和 6 年12月12作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第 5 条第 4 項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第 1 条（許可証再交付申請書の提出）、第12条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考：

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第7条第1項
処 分 の 概 要：風俗営業の相続の承認
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第7条第3項において準用する第4条第1項（承認の基準） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（相続承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第6条の2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第13条（風俗営業の相続の承認の申請）
審 査 基 準： 風俗営業等適正化法第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間： 30日とする。また、経由機関における期間についても、30日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和6年6月27日警察庁生活安全局）第13を参照すること。

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第7条第5項
処 分 の 概 要：相続の承認による許可証の書換え
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考：

審 査 基 準

令和 6 年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第 7 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要：風俗営業者たる法人の合併の承認
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第 7 条の 2 第 2 項において準用する第 4 条第 1 項(承認の基準) 風俗営業等適正化法施行規則第 1 条（合併承認申請書の提出）、第 6 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第 6 条の 2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第14条（風俗営業者たる法人の合併の承認の申請）
審 査 基 準： 風俗営業等適正化法第 4 条第 1 項第 3 号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注 1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 注 2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第 6 条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間： 35日とする。また、経由機関における期間についても、35日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 6 年 6 月27日警察庁生活安全局）第14を参照すること。

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第7条の2第3項において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要：法人の合併による許可証の書換え
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第17条（許可証の書換えの手續）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考：

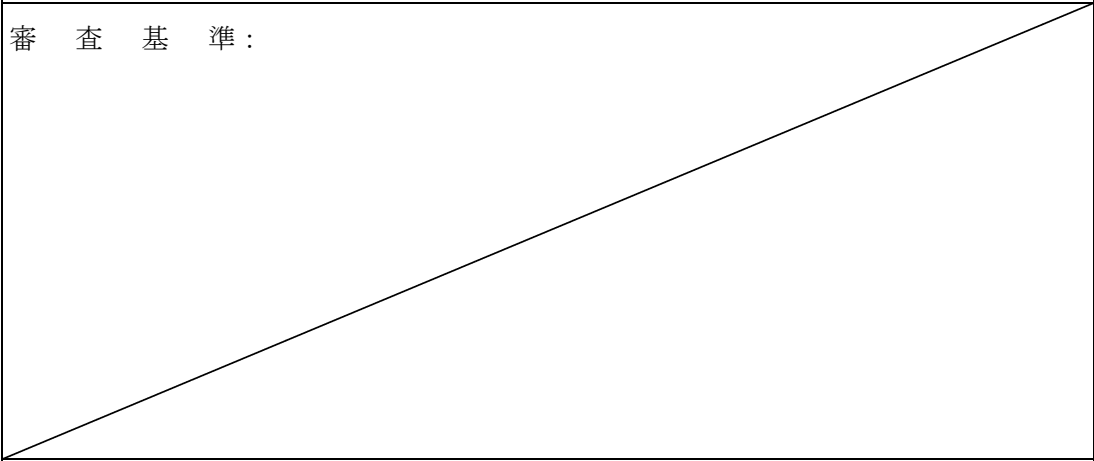
審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第7条の3第1項
処 分 の 概 要：風俗営業者たる法人の分割の承認
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第7条の3第2項において準用する第4条第1項(承認の基準) 風俗営業等適正化法施行規則第1条（分割承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第6条の2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第15条（風俗営業者たる法人の分割の承認の申請）
審 査 基 準： 風俗営業等適正化法第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間： 35日とする。また、経由機関における期間についても、35日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和6年6月27日警察庁生活安全局）第15を参照すること。

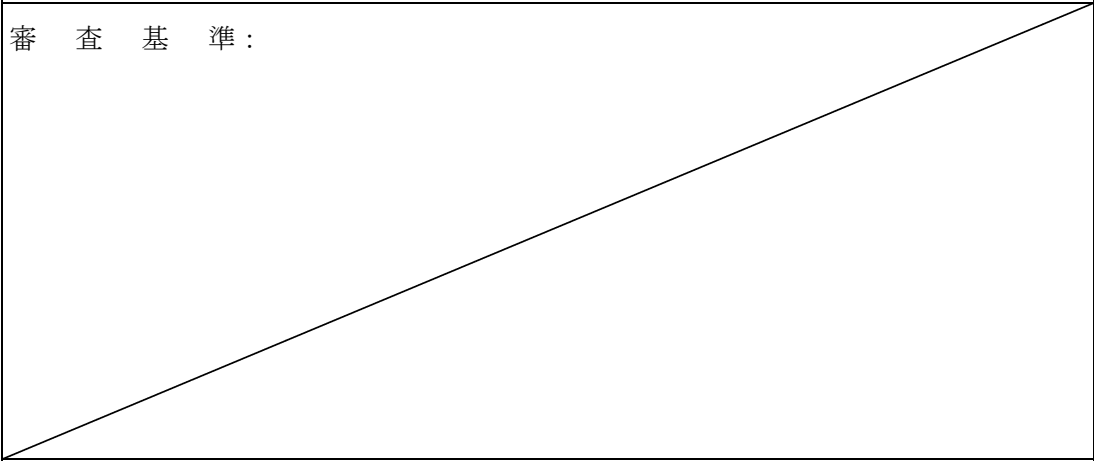
審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第7条の3第3項において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要：法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：14日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考：

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第9条第1項
処 分 の 概 要：営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第4条第2項第1号（構造及び設備の技術上の基準）、第9条第2項（承認の基準） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条第1号～第3号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（変更承認申請書の提出）、第7条（構造及び設備の技術上の基準）、第19条（変更の承認の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：
問 合 せ 先：
備 考： 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する律等の解釈運用基準」（令和6年6月27日警察庁生活安全局）第12の8及び第17の1を参照すること。

別紙

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。
ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から10日とする。また、経由機関における期間についても、10日とする。

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第9条第4項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第5条第1項（許可の申請）、第9条第3項第1号（許可証の記載事項の変更の届出）、第9条第4項（許可証の書換え） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第22条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考：

審 査 基 準

令和 6 年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第10条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要：特例風俗営業者の認定
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第10条の 2 第 2 項（認定申請の手続） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第 5 条（特例風俗営業者の認定申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第24条（特例風俗営業者の認定の基準）、第25条（特例風俗営業者の認定申請の手続）
審 査 基 準： 風俗営業等適正化法第10条の 2 第 1 項第 2 号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中で認定の申請がなされた場合等が当たる。
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考： 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 6 年 6 月27日警察庁生活安全局）第16を参照すること。

別紙

特例風俗営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

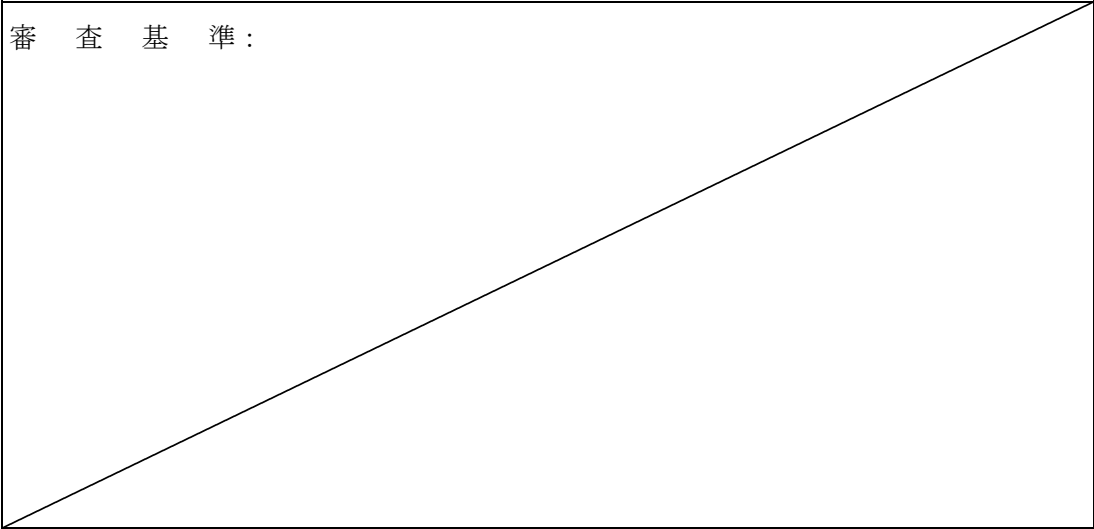
ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日とする。また、経由機関における期間についても、30日とする。

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第10条の2第5項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（認定証再交付申請書の提出）、第26条第3項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：14日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考：

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第20条第10項において準用する第9条第1項
処 分 の 概 要：遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第4条第4項（承認の基準）、第20条第10項において準用する第9条第2項 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条第11号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（変更承認申請書の提出）、第8条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第19条（変更の承認の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考： 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和6年6月27日警察庁生活安全局）第12の8及び第17の8を参照すること。

別紙

遊技機の増設、交替その他の変更の承認については、変更する遊技機により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

12日とする。また、経由機関における期間についても、12日とする。

ただし、申請に係る遊技機が、風俗営業等適正化法第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合に限る。

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の22（第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がない場合に限る。）
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第4条第1項及び第2項（許可の基準）、第31条の23において準用する第5条第1項（許可申請の手続） 風俗営業等適正化法施行令第22条（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許可地域の指定に関する条例の基準） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第17条において準用する第1条（特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（許可申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の2において準用する第6条の2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第76条（ホテル等内適合営業所の基準）、第77条（特定遊興飲食店営業の許可申請の手続）
審 査 基 準： ① 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。 ② 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第4条第2項第3号 この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 地：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和6年6月27日警察庁生活安全局）第12及び第24を参照すること。

別紙

特定遊興飲食店営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

55日とする。また、経由機関における期間についても、55日とする。

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合に限る。

審 査 基 準

令和 6 年 12 月 12 日 作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第 31 条の 22（第 31 条の 23 において準用する第 4 条第 3 項の規定の適用がある場合に限る。）
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第 31 条の 23 において準用する第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項（許可の基準）、第 31 条の 23 において準用する第 5 条第 1 項（許可申請の手続） 風俗営業等適正化法施行令第 23 条において準用する第 7 条（法第 31 条の 23 において準用する第 4 条第 3 項の政令で定める事由） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第 17 条において準用する第 1 条（特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第 1 条（許可申請書の提出）、第 6 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第 74 条の 2 において準用する第 6 条の 2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第 75 条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第 76 条（ホテル等内適合営業所の基準）、第 77 条（特定遊興飲食店営業の許可申請の手続）
審 査 基 準： ① 風俗営業等適正化法第 31 条の 23 において準用する第 4 条第 1 項第 3 号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注 1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 注 2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第 6 条に掲げるものをいう。 ② 風俗営業等適正化法第 31 条の 23 において準用する第 4 条第 2 項第 3 号 この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 098－862－0110）
備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 6 年 6 月 27 日警察庁生活安全局）第 12 及び第 24 を参照すること。

別紙

特定遊興飲食店営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

60日とする。また、経由機関における期間についても、60日とする。

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合に限る。

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第5条第4項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（許可証再交付申請書の提出）、第80条において準用する第12条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日とする。
申 請 地：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考：

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第7条第1項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の相続の承認
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第7条第3項において準用する第4条第1項（承認の基準） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（相続承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の2において準用する第6条の2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第81条において準用する第13条（特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請）
審 査 基 準： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間： 30日とする。また、経由機関における期間についても、30日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和6年12月12日警察庁生活安全局）第13及び第25を参照すること。

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要：相続の承認による許可証の書換え
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考：

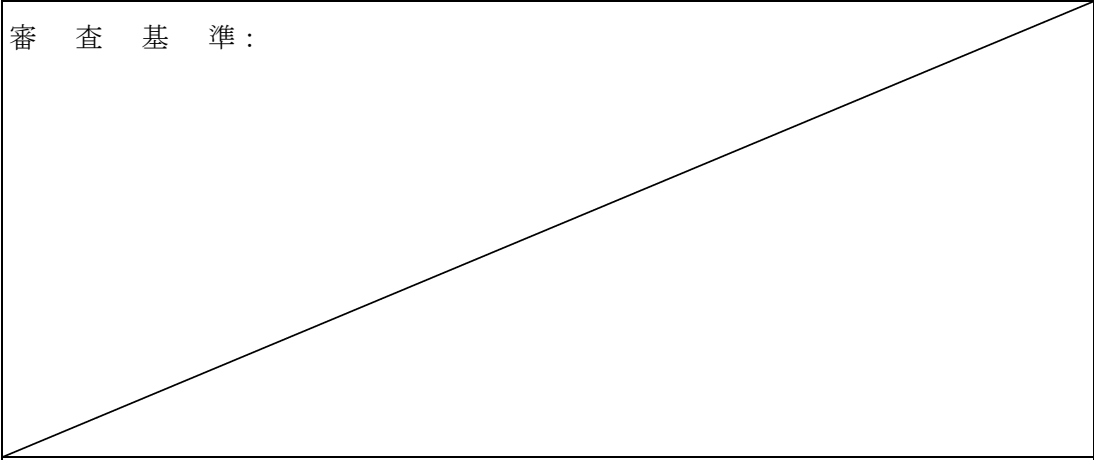
審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第7条の2第1項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第7条の2第2項において準用する第4条第1項（承認の基準） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（合併承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の2において準用する第6条の2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第82条において準用する第14条（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認の申請）
審 査 基 準： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間： 35日とする。また、経由機関における期間についても、35日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和6年6月27日警察庁生活安全局）第14及び第25を参照すること。

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第7条の2第3項において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要：法人の合併による許可証の書換え
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：14日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考：

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第7条の3第1項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第7条の3第2項において準用する第4条第1項（承認の基準） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（分割承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の2において準用する第6条の2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第83条において準用する第15条（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請）
審 査 基 準： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間： 35日とする。また、経由機関における期間についても、35日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和6年6月27日警察庁生活安全局）第15及び第25を参照すること。

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第7条の3第3項において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要：法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考：

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第9条第1項
処 分 の 概 要：営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第31条の23において準用する第4条第2項第1号（構造及び設備の技術上の基準）、第31条の23において準用する第9条第2項（承認の基準） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第17条において準用する第1条第1号～第3号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（変更承認申請書の提出）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第87条（変更の承認の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考： 法令の定め の 解釈 については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和6年6月27日警察庁生活安全局）第12の8、第17の1、第24の2及び第27の1を参照すること。

別紙

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から10日とする。また、経由機関における期間についても、10日とする。

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第9条第4項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第5条第1項（許可の申請）、第31条の23において準用する第9条第3項第1号（許可証の記載事項の変更の届出）、第31条の23において準用する第9条第4項（許可証の書換え） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第90条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考：

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第10条の2第1項
処 分 の 概 要：特例特定遊興飲食店営業者の認定
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第10条の2第2項（認定申請の手続） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第21条において準用する第5条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第92条において準用する第24条（特定遊興飲食店営業者の認定の基準）、第93条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手続）
審 査 基 準： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第10条の2第1項第2号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中で認定の申請がなされた場合等が当たる。
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考： 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和6年6月27日警察庁生活安全局）第16及び第26を参照すること。

別紙

特例特定遊興飲食店営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。

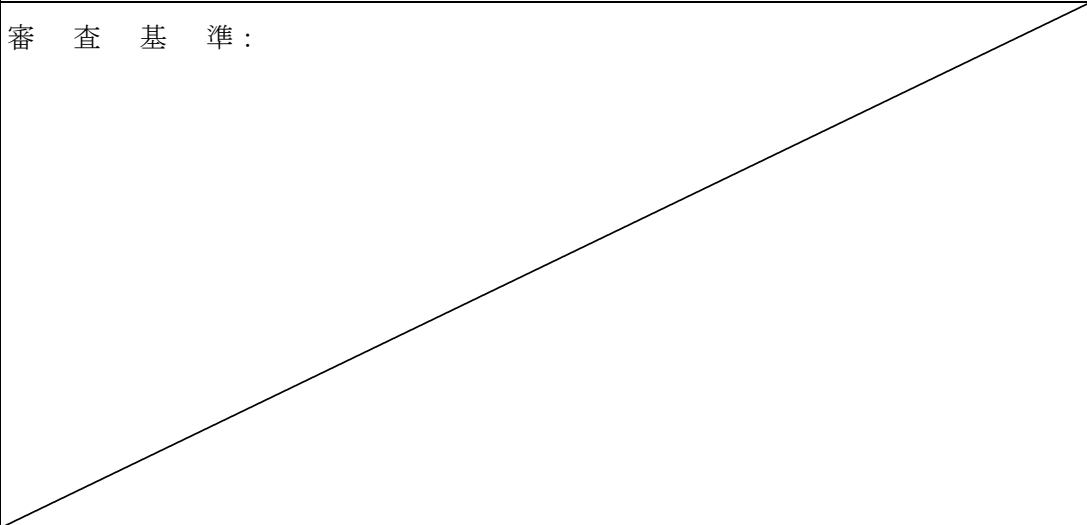
ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日とする。また、経由機関における期間についても、30日とする。

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第10条の2第5項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（認定証再交付申請書の提出）、第94条第3項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：14日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考：

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法施行規則
根 拠 条 項：第45条
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考：

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法施行規則
根 拠 条 項：第55条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日とする。
申 請 地：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考：

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法施行規則
根 拠 条 項：第61条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考：

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法施行規則
根 拠 条 項：第66条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考：

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法施行規則
根 拠 条 項：第72条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日とする。
申 請 先：申請地を管轄する警察署の生活安全（生活安全・刑事）課生活安全係窓口
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098－862－0110）
備 考：